

令和6年度 江南高等特別支援学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条、新潟県いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめ対策の方針及び対策等を示すものです。

本方針に基づき、いじめ防止に関して全職員で取組を進めます。

1 いじめに対する考え方と職員の基本姿勢

- ・「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という認識を持ち、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で主体的にいじめ対策に取り組む。
- ・生徒一人一人が安全に安心して学校生活を過ごし、学ぶことができる環境を整えるとともに、いじめを生まない教育活動の実践に努める。

○定義

①いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされている。

②いじめ類似行為の定義

県条例第2条2項

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものとされている。

2 支える生徒指導および未然防止のための取組

(1) 魅力ある集団作りと教育活動の充実

- ・一人一人のよさが生かされ、自己有用感を育む集団づくりに努める。
- ・人との関わり方、コミュニケーションに関する体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築こうとする態度を育てる。
- ・交流活動（江南タイム）や生徒主体の活動の充実を図り、互いに理解し合ったり相手のことを考えて行動したりする気持ちを育む。
- ・学習内容や教材、働き掛け等の支援の工夫と評価を実施し、一人一人のニーズに応じたひとりだちの力を育てる授業の実践に努める。

(2) 生徒との信頼関係の構築と相談しやすい雰囲気作り

- ・肯定的なかかわりで生徒のよさを認め、受け入れられている実感がもてるようにする。
- ・日常的な何気ない会話、雑談を通して生徒の気持ちの理解に努める。

(3) 生徒への啓発

- ・いじめは許されない行為であることを一貫した態度で生徒へ示す。
- ・生徒がいじめを相談しやすいように、校内外の相談窓口を明確にして、周知を図る。
- ・集会、授業、『いじめ見逃しゼロ』標語・絆ポスターコンクールへの参加等で生徒の自発的な取組

を促し、いじめに向かわない態度と社会性を育む。

- ・インターネットやSNSの適切な使用、必要な情報モラルに関する学習を計画的に行い、インターネットを通じて行われるいじめへの認識と正しい判断力を育む。

3 早期発見のための取組

(1) 観察・見守りの充実

- ・生徒の日々の様子に目を配り、変化を見逃さない。過去にあったいじめや生徒間のトラブルが解消されているかについても、継続して観察する。
- ・生徒の校内外の人間関係について注意深く観察し、気になることを見逃さずに声掛けや情報収集を行う。
- ・授業時間外（朝、休憩時間等）の見守りや巡視を行う。

(2) 教育相談の充実

- ・生徒全員に対して、定期的に教育相談を実施する。（学期に1回）また、必要に応じてスクールカウンセラーとの面談を計画、実施する。
- ・気になる生徒については必要に応じて個別に相談を設定し、十分に気持ちの聞き取りを行う。

(3) 生徒用学校評価アンケート・教育相談事前アンケートの実施

- ・アンケート結果から気になる回答について共有し、背景を分析したり必要に応じて個別に話を聞いたりする。

(4) 職員間の情報共有

- ・各職員の気づきを速やかに類型内や関係者間で共有し、複数の目で確認と判断を行う。
- ・学校と寄宿舎との連携を深め、共通の認識をもって生徒の対応に当たる。

(5) 保護者との連携

- ・生徒の様子について、連絡帳や電話、家庭訪問などで密に連絡を取り合い、良好な関係のもと、変化を見逃さないという共通の認識をもてるよう働き掛ける。

4 早期解決のための取組

(1) 対象生徒（加害・被害生徒）への迅速な対応

- ・情報収集と事実確認のもと、生徒の安全を第一に考え対応する。
- ・生徒の気持ちに寄り添い、課題解決に向けて段階的・継続的に支援する。

(2) 職員の指導体制

- ・報告、連絡、相談を徹底し、速やかに組織的対応をとる。
- ・いじめが発覚した際は、いじめ対策委員会を招集し、対応についての協議を行う。役割分担を明確にして対応に当たる。
- ・いじめ対策委員会に集められた情報の記録は5年間保存し、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。
- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態であると判断するためには、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。なお、いじめ類似行為にあっては、下記の①により解消を判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。いじめ対策委員会において、さらに長期の期間が

必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、対象生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でいじめ対策委員会において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめを受けた生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

(3) 保護者との連携

- ・対象生徒の保護者に対して、いじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と協力を得る。

(4) 専門機関の活用・連携

- ・スクールカウンセラーと連携し、関係生徒への心のケアと学校生活復帰への支援に努める。
- ・警察との関係を築き、犯罪行為として取り扱われる可能性がある事案等は、警察への相談・通報が直ちに行われるように努める。
- ・外部機関（スクールソーシャルワーカー、スクールローヤー、医療機関）との連携を図りながら、解決に向けた最善の方法を講じる。

5 いじめ対策のための組織と職員体制

(1) いじめ対策委員会（運営委員会と合わせて月1回）

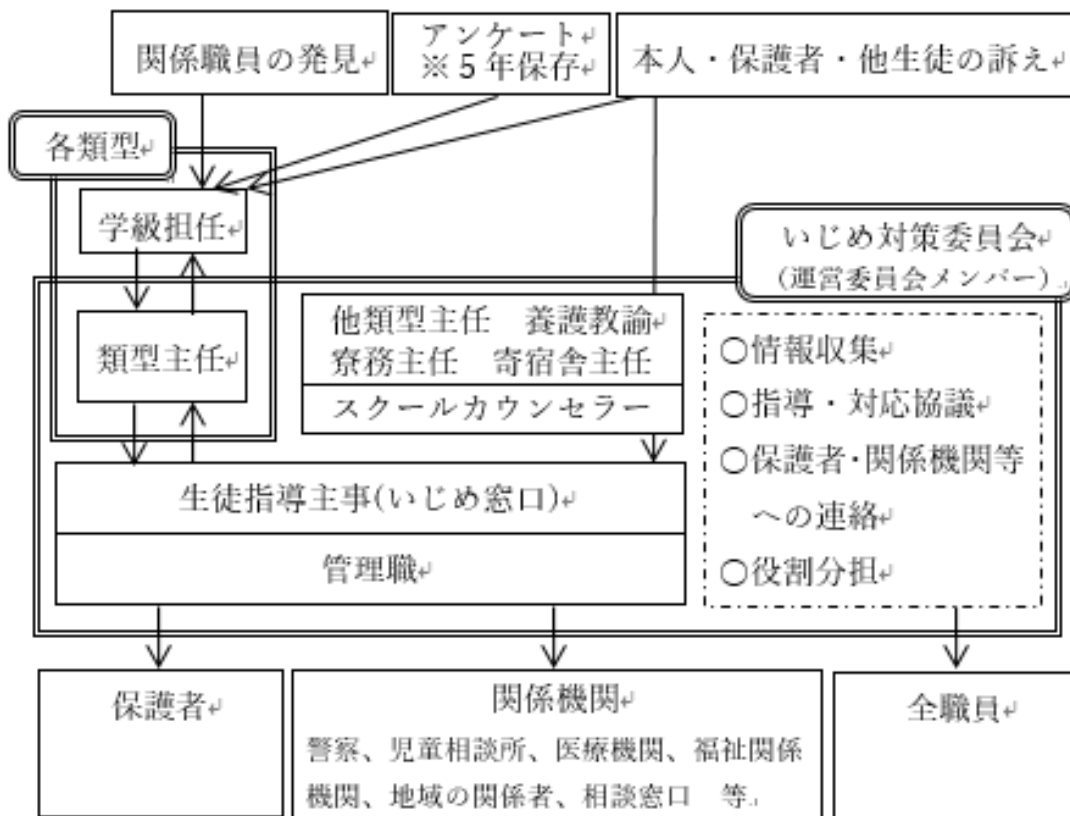
構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、類型主任、養護教諭、寮務主任、寄宿舎主任、スクールカウンセラー

役割：校内のいじめの実態把握、相談窓口、指導方針・方策の決定、いじめ問題への取組の点検

(2) 生活支援部

構成員：生徒指導主事、類型主任、寄宿舎主任、スクールカウンセラー

役割：類型・寄宿舎部での現状把握、いじめ問題への具体的取組の推進、いじめ問題への取組の点検



6 重大事態への対処 ※重大事態の意味は「新潟県いじめ防止基本方針」による (P12)

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められる場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合には、次の対処を行う。

- (1) 事実関係を網羅的に調査し、明確にする。
- (2) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。
- (3) 県いじめ防止対策委員会が行う調査に協力する。

<p><u>重大事態発生への対処</u></p> <p>①初期調査の実施</p> <p>②県教育委員会へ報告</p> <p>③県が実施する調査への協力</p> <p>④再発防止に向けた取組の見直し</p>
--

7 学校いじめ防止基本方針の評価・点検

- ・生活支援部運営の重点項目にいじめ防止に関する項目を加え、取組の状況について部会で定期的に評価するとともに、いじめ対策委員会での点検を受け適宜改善を図る。

8 年間の計画（毎年、年度始めに計画：R6年度の案）

	1 学期	2 学期	3 学期
未然防止のための取組	4月：類型別新入生歓迎会 類型集会 1～4組生徒指導集会 1～4組類型別 SNS 指導 5月：体育祭 1～3組いじめ未然防止教育 6月：1～4組 SOS の出し方指導 7月：デートDV防止セミナー（1～3組） 類型別心と体の学習 夏休み前指導	9月：類型集会 1～4組いじめに関する学習 10月：標語コンクールへの参加 1～4組ネット・スマホの指導 Y O Y O 祭 12月：類型別心と体の学習 冬休み前指導	1月：類型集会 1～4組いじめに関する学習 2月：類型別心と体の学習 類型集会・お別れ会 3月：春休み前指導
	通年：江南タイムの実施（月1回の学年交流） 生徒会活動の充実（総務、各委員会による主体的な取組） 職員研修の推進（年3回：4月、夏季休業日、冬期休業日の予定） 学習指導の充実		
早期発見のための取組	4月：アンケート(記名)・教育相談 健康診断 5月：保護者個人懇談 6月：アンケート(記名)・教育相談 7月：保護者個人懇談	10月：アンケート(無記名)・教育相談 11月：保護者個人懇談	2月：アンケート(記名)・教育相談 3月：保護者個人懇談
	通年：観察、見守りの充実（授業時間外の巡視、見守り） 保護者との連携（連絡帳、電話連絡、家庭訪問、懇談会等） 個別教育相談の実施（必要な場合に実施する教育相談、カウンセラーによる相談等） 寄宿舎職員、養護教諭との情報共有、連携		
その他	学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対応マニュアルの周知・徹底（4月） 学校および教育委員会のいじめ相談担当窓口の周知（4月） 学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対応マニュアルの評価・点検（8月、12月） 保護者への広報・啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ○「生徒指導だより」の発行 ○「各種相談窓口」の周知 ○情報モラルや自殺予防等のリーフレットの配付 		

平成31年 4月制定
 令和 元年 1月見直し・改正
 令和 2年 4月見直し・改正
 令和 3年 4月見直し・改正
 令和 4年 2月見直し・改正
 令和 4年 4月見直し・改正
 以降毎年4月に見直し・改訂

